

古紙に混ぜてはいけないもの

紙の中にはリサイクルできない「禁忌品（きんきひん）」と呼ばれるものがあります。これらが資源物に混入すると、リサイクル工場において、品質の低下、機械の故障の原因となってしまいます。禁忌品（きんきひん）は古紙に混ぜずに、ごみとして処理してください。

※何が禁忌品となるかは古紙回収業者によって一部違いがありますので、詳しくは古紙回収業者にお問い合わせください。

一般的な禁忌品の例

紙類	カーボン紙、ノーカーボン紙 【例】複写式伝票など 	感熱紙 【例】レシート、FAX用紙など 	圧着はがき 【例】料金明細のはがきなど 	窓付き封筒  フィルムとのりを取り除けば、リサイクルできます。
	粘着物の付いた紙 【例】封筒の取りだし口部分のり、テープなど  粘着物の部分を取り除けば、リサイクルできます。	臭いの付いた紙 【例】洗剤や線香の紙箱など 	金箔・銀箔が箔押しされた紙 	防水加工された紙  紙コップ、紙皿、カップ蓋の容器など
	ビニールコーティングしている紙  破るとビニールが付いているのが分かります。	合成紙  商品の「ラベル」や「屋外用ポスター」など防水が必要で用途で広く使われています。	感熱性発泡紙  点字印刷物や「バースデイカード」「ダイレクトメール」「案内状」などに使用され、印刷面が凸凹状になっています。	昇華転写紙 (捺染紙・アイロンプリント紙) じゃせんし  特殊な染料を含んだインキで印刷された紙で、図柄などをTシャツなどの布に転写するために用いられます。

紙類以外のもの	各種ファイルの金具 	クリップ、ガチャ玉など  ホッチキスの針は外さなくても大丈夫という場合が多いです。詳しくは古紙回収業者にお問い合わせください。	クリアファイル、クリアフォルダなど 	輪ゴム、綴じ紐など 	
	プラスチック製のファイルなど 	セロファン、フィルム類 	ガムテープ、ビニールテープなど 	布製品 【例】黒喪紙など 	雑誌付録のCDなど 